

北朝鮮によるミサイル発射と核実験に厳しく抗議し厳しい安全保障環境に対する冷静な認識のもと、平和的解決を求める意見書

北朝鮮は8月29日早朝、日本上空を通過し、太平洋上に落下するミサイルを発射した。このことは、国連安全保障理事会決議などへの違反はもちろん、通告もなしに他国上空を通過させるミサイル発射は常軌を逸した行為であるとともに世界と地域の平和と安定への脅威である。

このことを受けて、国連安全保障理事会が北朝鮮のミサイル発射を強く非難する議長声明を全会一致で採択した。また、国内においても衆議院安全保障理事会と参議院外交防衛委員会で閉会中審査が行われ、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案を全会一致で採択した。

今回のミサイル発射による直接的な被害は確認されなかったが、今後、ミサイル発射が続くとすれば、甚大な被害が生じる可能性もあり、多くの国民に不安を与えている。

また、その後9月3日、北朝鮮による6回目の核実験が行われた。こうした行動は対話による解決の流れを踏みにじるとともに核兵器禁止条約が国連加盟の圧倒的多数で採択されたことなどからして国際社会の方向性に逆行するものである。安倍首相も声明で「断じて容認できない」と非難した。

国際社会は、北朝鮮の核実験及びミサイル発射に対し、累次にわたる国連安保理決議を採択し、中止を求め続けてきたにもかかわらず、北朝鮮はそれを無視し、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全に対する明らかな挑戦を繰り返していることは、断じて容認できない。

そこで本市議会は、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識のもと、国会及び政府に、下記事項を強く要望する。

記

1. 北朝鮮のミサイル発射と核実験に対して厳重に抗議すること。
2. 北朝鮮に、全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に

取り組ませること。

3. ミサイル開発を断念させるため、米国、韓国、中国、ロシア等主要関係国と更に緊密な連携をとりつつ、国連安保理において国際社会が一致団結した実効性ある対処が図られるよう積極的に行動すること。
4. 拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け、我が国国民の安全の確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月29日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

外務大臣 河野 太郎 様

防衛大臣 小野寺 五典 様